

参照条文

○都市再生特別措置法（平成14年法律第22号） 抄

（民間都市再生整備事業計画の認定）

第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「整備事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生整備事業」という。）を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 （略）

○都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号） 抄

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第十二条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、○・五ヘクタール（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業にあつては、○・二ヘクタール）とする。

改正案の概念図

